

東京都市計画生産緑地地区の変更について（中野区決定）

1. 変更概要

東京都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 14 条の規定により、既に「行為の制限の解除」が行われた上鷲宮五丁目地内の生産緑地地区を削除する。

2. 理由

当該生産緑地は、平成 4 年（1992 年）11 月 5 日に都市計画決定したものである。

平成 16 年（2004 年）1 月 28 日、主たる従事者の死亡により、相続人から生産緑地法に基づき、平成 17 年（2005 年）1 月 14 日、買取りの申出があり、中野区及び関係地方公共団体等へ買い取りの可否・希望について照会したところ、いずれも買い取らない旨の回答があったことから、行為の制限の解除が行われ現在に至っている。

生産緑地の買取申出は、主たる従事者が死亡または故障すれば当該生産緑地での営農行為が客観的に不可能となることから、主として権利救済（私権との調整）を図るために、土地の所有者が区市町村長に対して行うことができることとされているものである。

都市計画変更は、行為の制限が解除され、法による権利制限がなくなった農地が長期間存することは、税制（生産緑地としての優遇処置）との関係からも望ましくないことから行うものである。

3. 当該生産緑地の経緯及び今後のスケジュール

1992 年 11 月 5 日	生産緑地地区決定
2005 年 1 月 14 日	生産緑地買取申出 関係地方公共団体等に照会 買取希望なし
2005 年 2 月 2 日	買取らない旨を通知
2005 年 5 月 13 日	東京都に都市計画決定に関する同意案件の協議書を提出
2005 年 5 月 20 日	東京都より同意回答
2005 年 5 月 31 日	都市計画案の公告・縦覧（2 週間） 縦覧（都市計画分野） 公告・縦覧中意見等なし
2005 年 6 月 24 日	中野区都市計画審議会諮問
2005 年 7 月上旬	都市計画決定 告示、公衆に縦覧 東京都等に関係図書送付

4. 変更案 別添のとおり